

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 出雲徳洲苑 入所療養介護 運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人徳洲会が開設する医療法人徳洲会介護老人保健施設出雲徳洲苑(以下「当施設」という。)が実施する入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(当施設の名称等)

第4条 事業を行う当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1)施設名 | 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 出雲徳洲苑 |
| (2)開設年月日 | 令和3年10月1日 |
| (3)所在地 | 島根県 出雲市 斐川町直江 3964-1 |
| (4)管理者名 | 施設長 廣瀬 昌博 |
| (5)介護保険指定番号 | 3250480088 |

(定員)

第5条 入所定員は 80 名とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| (1)管理者 | 1名(従業者の総括管理・指導を行う) |
| (2)医師 | 1名(利用者の医学的管理を行う) |
| (3)薬剤師 | 0.3名(薬剤の管理・調剤、服用に関しての説明を行う) |
| (4)看護職員 | 8名以上(医師の指示に基づく医療行為、施設サービス計画に基づく看護を行う) |
| (5)介護職員 | 20名以上(施設サービス計画に基づく日常生活の介護を行う) |

- (6)管理栄養士 1名以上(利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメントによる栄養状態の管理を行う)
 - (7)理学療法士・作業療法士 0.8名以上(他職種共同のリハビリ実施計画の作成、リハビリテーションを行う)
 - (8)支援相談員 1名以上(利用者家族からの相談の援助、ボランティアや地域との連携を行う)
 - (9)介護支援専門員 1名以上(施設における施設サービス計画の作成、介護保険申請等の援助を行う)
 - (10)事務員等 1名以上(請求支払に関する業務や各種申請手続きの援助、送迎の援助を行う)
- ※看護、介護、理学療法士、作業療法士員、薬剤師数は、常勤換算法を用いて算出しています。

(入所療養介護の内容)

第7条 入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- (1)当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて行う、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。
また、リハビリテーション実施計画書による、リハビリテーションや生活訓練(生活リハ)を行う。
- (2)食事時間(食事は原則として食堂)
 - 朝食 8:00～
 - 昼食 12:00～
 - おやつ15:00～
 - 夕食 18:00～
- (3)入浴(一般浴槽・特別浴槽)は、週に2回実施。ただし、入所者の身体の状態に応じて清拭等で代用とする場合もある。
- (4)相談支援サービス
- (5)理美容サービス(原則月1回実施する。)
- (6)行政手続等の代行
- (7)その他

(利用料等)

- 第8条 入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)の額とする。
 - 3 食費及び居住費については別紙料金表に定める額を徴収する。
 - 4 理美容代については、実費を徴収する。(別紙参照)
 - 5 その他、入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、その実費を徴収する。(別紙参照)
 - 6 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 7 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 8 法定代理受領サービスに該当しない入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した入所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。
 - 9 施設は、第3、4、5項に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヵ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(褥瘡対策等)

第9条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切

な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理等)

第10条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(施設利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ①施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第8条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第7条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ②面会時間は9:00～21:00とする。
- ③飲酒、喫煙については禁止。当該施設内は全面禁煙。
- ④衣類等私物の管理は、入所時のオリエンテーションで説明(原則自己管理)、洗濯物は基本的にお持ち帰り頂く。
- ⑤設備、備品の利用については、入所時のオリエンテーションにて説明する。
- ⑥所持品、備品等の持ち込みは、ご本人の使い慣れたものがある場合相談を受ける。
- ⑦金銭、貴重品の管理については、基本的に預からない。ただし、事情により相談をうける。
- ⑧外出・外泊時等の施設外での受診については、医療機関受診の際は依頼状及び、本人が入所していることを示す文書が必要となるので、必ず事前にご家族へ説明の上持参していただく。

(緊急時等における対応方法)

第12条 入所療養介護の提供を行っているときに、入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 入所者に対する入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 入所者に対する入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。うち、1回は夜間、又は夜間想定訓練とする。

(苦情処理)

第14条 入所療養介護の提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した入所療養介護の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した入所療養介護に係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第15条 当施設は、入所療養介護の提供にかかわる入所者に対し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為をおこなわない。また、行う場合は必要な記録を残すものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第16条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 当施設における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 当施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをしに通報するものとする。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第17条 入所者及びその家族の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人、家族の了解を得て行うものとする。

- 2 職員及び職員であった者は業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 職員及び職員であった者が、正当な理由なく入所者及びその家族の個人情報を漏らした場合は違約金を求めるものとする。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人徳洲会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 当施設は、入所療養介護に関する記録を整備し、入所療養介護のサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(協力医療機関)

第23条

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 出雲徳洲苑 (甲)は、入所者の健康管理および傷病の発症に伴う検査、治療を実施するため、出雲徳洲会病院 (乙)を協力医療機関及び直江歯科診療所(丙)を協力歯科医療機関として定め、連携体制を確保する。なお甲と乙及び丙との間における、協力医療機関との契約に関する規約は別途定める。

(甲) 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 出雲徳洲苑

(乙) 協力医療機関 医療法人徳洲会 出雲徳洲会病院
所在地 島根県 出雲市 斐川町直江 3964-1

(丙) 協力歯科医療機関 医療法人円明会 直江歯科診療所
所在地 島根県 出雲市 斐川町直江 978-2

附則

この規程は、平成 22 年 2 月 1日から施行する。

平成 23 年 10 月 1 日 一部改正

平成 23 年 11 月 1 日 一部改正

平成 23 年 12 月 1 日 一部改正

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 24 年 11 月 26 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改定

平成 27 年 5 月 1 日 一部改定

平成27年 8月 17日 一部改定

平成28年 3月 1日 一部改定

平成28年 3月 24日 一部改定

平成29年 1月 5日 一部改定

平成30年 1月 5日 一部改訂

平成31年 1月 7日 一部改訂

平成31年 4月 9日 一部改訂

令和02年01月 17日 一部改定

令和02年 11月 1日 一部改定

令和03年 10月 1日 一部改定

令和4年 01月 01日 一部改定

令和4年 06月 01日 一部改定

令和5年 06月 01日 一部改定

令和5年 08月 01日 一部改定

令和6年 04月 01日 一部改定

令和8年 6月 1日 一部改定

令和8年 8月 6日 一部改定